

令和4年第6回那須烏山市議会12月定例会（第1日）

令和4年11月30日（水）

開会 午前10時00分

散会 午後 2時37分

◎出席議員（15名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	6番	青木敏久
7番	矢板清枝	9番	小堀道和
10番	相馬正典	11番	田島信二
12番	渋井由放	13番	沼田邦彦
14番	中山五男	15番	高田悦男
16番	平塚英教		

◎欠席議員（1名）

8番 滝口貴史

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	皆川康代
こども課長	川俣謙一
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明

上下水道課長

高 田 勝

学校教育課長

大 鐘 智 夫

生涯学習課長

水 上 和 明

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

菅 俣 紀 彦

書 記

菅 谷 莉 子

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について）（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 9号 那須烏山市職員の定年等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第11号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第12号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 1号 令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 2号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 3号 令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 4号 令和4年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 5号 令和4年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 6号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 7号 令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第13号 那須烏山市山あげ会館の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第16 議案第14号 那須烏山市龍門ふるさと民芸館の指定管理者の指定について（市長提出）

日程 第17 議案第15号 那須烏山市大金駅前観光交流施設の指定管理者の指定について（市長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（渋井由放） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足をお運びいただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が拡大しておりますけれども、しっかり対策を行って対応をさせていただいておりますので、皆さんにも御協力を願いたいと思います。また、今議会からタブレットを使用させていただくことになっておりますので、どうぞ御理解ください。

ただいま出席している議員は15名です。8番滝口議員から欠席の通知がございました。定足数に達しておりますので、令和4年第6回那須烏山市議会12月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る11月22日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渋井由放） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

9番 小堀道和議員

10番 相馬正典議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（渋井由放） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から12月5日までの6日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

◎日程第3 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度那須
烏山市一般会計補正予算（第4号）について）

○議長（渋井由放） 日程第3 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度一般会計補正予算（第4号）を10月17日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めます。

一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,971万5,000円増額し、補正後の予算総額を122億1,724万9,000円とするものであります。

今回の補正予算は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金が創設されたため、基準日における令和4年度住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、できるだけ早く給付をする必要が生じたことから、必要な予算を調製したものであります。

また、新型コロナウイルスワクチン追加接種について、オミクロン株対応ワクチン接種が開始され、令和4年9月30日までとされていたワクチン接種期間が、令和5年3月31日まで延長されたことに伴い、必要な予算を調製したものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 専決処分でございますが、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金1億6,535万1,000円ということございまして、この間、配付された11月22日現在のこの計画書で、今までの事業にプラスと、新しく追加のものが出たと、そういう理解でよろしいのでしょうか。それがまず1点目。

2つ目は、新型コロナウイルスワクチン追加接種の体制確保の関係でございますが、これま

で特に65歳以上の皆さんには、計画的な接種ということで、スムーズにワクチン接種ができたかなと思うんですが、今回、送られてきたのは、それぞれがコールセンターのほうに連絡をして予約を取りなさいということで、何度電話してもつながらないと、非常に市民の皆さんから大変なお叱りを受けている状況なんですけども、どうして前のような体制が取れなかったのか、その辺が非常に問題でございますし、その対応をされている方も、電話越しだからどういふ方が対応しているのか分かりませんが、何か65歳以下の若い人がまだ3回接種していない方がいっぱいいるので、65歳以上にばかりかかっているみたいな対応をしたというんですよ。じゃあ、そっちはもうコロナにかかってもいいのかとって大分論争、やり合ったみたいな話で、いや、すみません、そういう意味じゃないんですなんていう感じでやり取りがあったような話も聞いております。そういうような、何というんですかね、市民の皆さんに不安やわだかまりが起きないような追加接種の体制確保ができなかったのかどうか、その辺、ちょっとお聞きしたいなと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 今回の給付金については、全く臨時給付金とは別のものでございます。令和3年度に非課税世帯に10万円交付した専決の分、それが第1弾。それから今年度、令和4年度早々に第2弾、10万円。それで今回はその第3弾ということで、5万円というふうに御理解ください。

詳細は健康福祉課長が御説明申し上げます。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 今回の電力・ガス・食料品等の価格高騰につきましては、令和4年度に住民税が非課税世帯対象の方と、令和4年1月から12月の収入が減少したことによって、住民税が非課税相当となった方を対象に、給付を行うというものでございます。

まず、1世帯当たり5万円となっております。申請期間につきましては、令和5年1月31日まででございます。支払いにつきましては、3月31日までを予定しております。

また、この対象ですけれども、既にシステム改修等を行いまして、25日の金曜日、先週の金曜日には、住民税の非課税が確認されております2,696世帯に、確認書のほうは既にお送りしているところでございます。昨日辺りから随分問合せですとか申請書が届いているという状況でございます。

また、家計急変の世帯につきましては、12月の上旬にお知らせしていくということにしております。また、1か月当たり、3回に分けて、内容の確認・審査が済んだものについて、支払いを進めていく予定でございます。

それから、ワクチン接種ですけれども、まず従来株のワクチン接種につきましては、年齢の限定ですとか優先的な接種というものがありませんでした。これに伴って、4回目の接種というものは、60歳以上で3回目の接種が進んでいる方、そして間隔は5か月以上経過した方ということで始めさせていただいております。この段階では対象者が限定できておりましたので、日時指定をして対応しておりました。

この方々が7月から9月末まで接種を行っております。この方々を行っている最中に、今度、オミクロンの対応のワクチンにつきましては、今度、対象が12歳以上であって、2回目の接種が済んでいる方、その方々が全て対象であるというふうに拡大されました。その時点では、また間隔は5か月でございます。5か月を経過しないと、このオミクロンのワクチンは打てないということになります。ですから、4回目の接種をしている60歳以上の方につきましては、7月から9月末まで行っておりますので、早くても12月以降にその時期を迎えるというのが当初、国の計画でございました。

しかし、既に5か月以上の間隔が空いている3回目や4回目を希望する方につきましては、9月25日からワクチン接種を、枠を設定して進めております。その中に、今度、5か月から3か月に期間が短縮したことによりまして、60歳以上の方も前倒しになったということになります。その前倒しになった方、対象とする方全員を3・4回目の枠の中に同じ間隔で、条件で割り振りをしていくということが困難でしたので、今回につきましては、大変申し訳ないんですけれども、割り振りをしていないという状況でございます。

ただ、11月まではどうしても3回目、4回目の方の予約が多かったもので、5回目を希望される方がなかなか予約が取れないということでしたけれども、明日以降、12月の接種につきましては、枠の中のおよそ65%を5回目の接種の方の分として取っております。残りの35%が3回目、4回目を希望される方の分ということです。こちらは3回、4回、5回とも、12月については全て予約が埋まっているという状況でございます。また今後、12月15日になりましたらば、1月分、2月分、2か月分の接種の予約を取っていくということになります。

また、本当に電話がつながりにくくて、皆様には大変、御不便や御心配をおかけしたところなんですけれども、窓口にお見えになる高齢者の方の中には、スマートフォンを持っていらっしゃる方もいらっしゃいましたので、その方々には窓口で職員が対応して、予約のお手伝いをしているという状況でございます。また、引き続き社会福祉協議会ですとか民生委員、それからケアマネジャーを通じて御相談があった方についても、支援をしてくださるような依頼はしているところでございます。また今後、お電話をいただいて、どうしても電話じゃないとできないんだよという方については、対策室のほうでもそういうお問合せがある方については予約を取

ってあげるといふ状況で今までも対応しておりますので、今後も引き続き「お知らせ版」等で配信しながら、接種は3月末まで行っていく予定ですので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） まず上のほうですが、非課税世帯プラス家計急変世帯に対して、第3弾の今度は5万円の支給ということですね。分かりました。

下の新型コロナ関係につきましては、今の説明を聞けばよく分かるんですけども、その辺の内容が分からない人は、何でこうなったんだ、何回電話しても駄目なんだという感じになっていふと思うので、その辺、もっと分かりやすいような説明書というか、「お知らせ版」では書いていふんだろうと思うんだけど、よくそこが理解できないのでクレームが出ていふのかなと思ひますので、改めて3月までの更新はこういう内容なんですよというの分かるような説明書を市民のほうに加えていただくと、ありがたいなと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 改めまして、丁寧な対応をさせていただきながら、3月末までの接種に向かっていると思ひております。

また、オミクロン株対応のワクチンにつきましては1回限りですので、接種の間隔がどのぐらいが自分に合っているのかということも考えながらやっていただければと思ひております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） ちょっと質問、抜けたのは、いわゆる3回目、4回目の方、特に働き盛りというか若年層の方の接種率というのは、どんなふうな状態になっていふでしょうかね。ちょっとそれ、確認できませんでしたので、もう一回お願ひします。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 年齢ごとの接種の割合というものは、ホームページ上では、11月1日現在のものは現在、公表してiるんですけども、実際、年齢別のものの中で3回目も4回目も5回目もあるということで、はっきりとした数字を今申し上げることができないんですね。

ただ、このオミクロン株対応ワクチンが12歳以上となったことについては、やはりオミクロン株の感染がこれだけ広まっているのが、50歳以下の方であったり、10代の方であったりというところがとても大きいので、その辺りも改めて接種を希望される方については、丁寧に説明をしながら、受診されるようにお願ひしたいと思ひております。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 平塚議員と関連しているんですけども、例のコロナの関係で、非課税者対象とか、10万円、5万円とか、いろんな条件があって、3種類ぐらいあるよという話があって、実は私も市民の人から、これはどういうふうになっているんだか教えてくださいと言われて、もうほとんど分からない条件だったので、市の担当課のほうに電話したら、あちらこちらに話があって、何とかたどり着いたんですけども、私がいくら調べてもよく分からないので、この対象者というのが、自分はこれの対象者だというのが分からないんじゃないかなと思うので、市のほうで分かっているとすれば、対象者がそんなにないのであれば、やっぱりそのところを逆にフォローしてあげるというぐらいまでやらないと駄目なんじゃないかなというのをひしひしと感じたんですね。その辺、どうというふうにするんですか。とにかくその条件が難しいんですよ。どうですか。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 今回の電力・ガス等につきましては、住民税が非課税であるということがまず大前提ですので、この方々については、市役所の中で確認が取れますから、確認書が直接郵送されます。これが今の専決予算の部分なんですね。

令和4年度のときに、2号補正として、住民税非課税世帯臨時特別給付金というのがありました。こちらにつきましては、令和4年度に新たに非課税になった世帯、ですから令和3年度は課税だったけど、令和4年度になって非課税になった世帯ということで、こちらは専決の予算を承認していただいたところなんですね。こちらについては、9月末までが申請の期限でしたので、この該当者につきましては292世帯ございました。こちらは既に10月27日で最終的な支払いが済んでいるというものです。

もう一つが、9月のときだったと思うんですけども、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金というものもございました。こちらにつきましては、全く制度が違いまして、県の社会福祉協議会から、生活が困窮しているということで借入れをされている方というのが条件になるんですね。那須烏山市の場合ですと、11月末まで、今日まで申請の期間がありまして、現在、その制度を利用されていて、この自立支援金に該当している方は7世帯でございます。12月中の支払いに向かって今、書類等の審査を行っているというところでございます。

もう一つが先ほどの電力・ガスということになるので、電力・ガスについては、先ほど申し上げましたとおり、住民税非課税の世帯には直接もう申請書が届きますので、届いた方については、内容を確認していただいて、確認書を送り返していただくということになります。

以上です。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 皆さん、聞いていて、いろんなのがあって分からないという話なんだ

けど、結局、今の話を聞いていて、本人に直接通知が行くんですね。私に問合せが来たのは、新聞に何々市はこういうことでこれが該当していて、少ないとか多いとかがあってという新聞が出たものだから、私がおその対象者であるはずなんだけど、これはどういうふうにするばいいんですかみたいな話があったので、今みたいな質問をしたんですけども、これは通知が来て、それから申請しても十分間に合うという、そういうことでいいですね。だから市民の方からそういう相談があったときには、大丈夫ですよと、スタッフのほうから、市のほうからちゃんと連絡が来ますからと答えていいということですね。そうですね。分かりました。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 2点、質問いたします。

1点、これは確認なんですけど、予算書からですと、負担金、補助及び交付金が1億6,000万円ですね。1戸5万円だとすれば、私は3,200戸に配布されたんだと、そう思っていましたけど、先ほどの説明ですと、2,690戸というように聞き取っていたんですけど、なぜこうなっているのか、これについて1点。

それともう一つは、もう同僚議員からも既に質問があったんですけど、高齢者の、私は高齢者で、第5回目の予約の方法、なぜこう変えたのかですよ。これは実は課長、新聞を読んでいるかどうか分かりませんが、10日ほど前の下野新聞の読者登壇にも、私を代弁するような投稿が載っているんですよ。コールセンターに電話を何度してもつながらない、予約がいっぱいだと。なぜこのような仕組み、申込みをしなくてはならないのかというのは、こういうような投稿も来ていますから、これは那須烏山市ばかりでない、同じような方法で、この方は宇都宮市の方ですから、宇都宮市のほうも同じような方法を使ったのではないかと思いますけど、この予約では、初めの予約で大混乱を招きましたよね。それで、もう二度とこのようなことをいたしませんと、そのように市長も約束をしたわけですよ、ここで。ところがまたここでこういった混乱を招いているんですよ。

それで、12月15日の「お知らせ版」を見て、それからまた申し込んでくださいということなんですよ。こういうような予約票を送るなら、もうその枠は、その範囲内で接種ができる、そのような方法で採るべきじゃないかと思えます。今回はもう間に合わないから、次にまたあると思うんですけど、もしあるとすれば、もうこのような混乱を招かないような方法でやってもらいたいと思えます。

課長の答弁を求めます。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） まず、電力・ガスのほうですけども、この専決予算を取る

段階では、多めに見積もっております。非課税世帯と、非課税世帯に相当する家庭急変の世帯ということで、3,002世帯分の予算を計上しているところです。3,002世帯分の5万円で、1億6,000万円が補助金、それから事務費として535万1,000円ということでございます。

それから、ワクチンのほうですけれども、先ほど平塚議員に御説明したとおり、国の方向性がどうしても間際になって変わってしまうところで、なかなかそれに伴った対応はできないというところが現実なんですね。ですから、万が一、これから先、同じようなワクチンの接種が行われるような場合につきましては、対応を変えながらやっていきたいとは思いますが、高齢者だけではなくて、全世代の方々に希望する方が受けられるような対応に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 非課税世帯については、了解をいたしました。

ただ、ワクチン接種なんですけど、那須烏山市では何人分のワクチンが確保できるのか。その範囲内で予約票を発行すれば、送付すれば、このような混乱を招くことはないと思います。その辺のところを十分検討してください。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について）、原案のとおり決定することに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第9号及び日程第5 議案第10号の那須烏山市職員の定年等に関する条例の一部改正について及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についての2議案については、関連がありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

◎日程第4 議案第9号 那須烏山市職員の定年等に関する条例の一部改正について

◎日程第5 議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

○議長（渋井由放） よって、議案第9号及び議案第10号の2議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号及び議案第10号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

両議案は、いずれも地方公務員法の定年退職年齢の延長を含む制度改正が規定された地方公務員法の一部を改正する法律が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、一般職の常勤職員に関する人事制度について定めるものでございます。

議案第9号につきましては、定年年齢の引上げや管理監督職上限勤務年齢制等について規定するための条例の一部改正であり、議案第10号は、定年引上げに伴い、60歳到達以降の給料月額が7割水準に設定されるといった新たな給与等の措置や地方公務員法の改正により影響を受ける関係条例の条項等について、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） ただいま一括上程となりました議案第9号 那須烏山職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についての両議案について、詳細説明をさせていただきます。

議案第9号につきましては、市長の提案理由にもありましたとおり、地方公務員の定年退職年齢の延長を含む制度改正が規定された地方公務員法の一部を改正する法律が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、一般職の常勤職員に関する人事制度について定めるものであります。

近年、各地方公共団体においては、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中で、複雑・高度化する行政課題への的確な対応が求められています。そのため、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限、活用しつつ、中長期的な観点から、必要な職員数及び新採用職員数を検討した上で、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要とされています。

そういった状況の中で、地方公務員については、地方公務員法の規定に基づき、国を基準として条例で定めることから、国家公務員の定年の引上げに合わせて、定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制度の導入など、国家公務員と同様の措置を講ずるものであります。

本市におきましても、今回の定年年齢の引上げに伴い、これまで目指してきた働きやすい市役所の人事上の課題をいま一度整理し、各職制に応じてそれぞれが最大限活躍できるよう、制度の検討を重ねてまいりました。

内容をかいつまんで御説明いたします。

議案書をめくっていただきまして、1ページ目を御覧ください。

まず、第3条でございますが、従来の職員の定年を60歳から65歳とし、診療所医師については、従来の65歳から70歳に改正するものであります。

次の4条は、定年による退職の特例として、職務の特殊性により、60歳を過ぎても管理監督職のまま勤務延長できる規定であり、それぞれの要件である管理監督職勤務上限年齢制の適用除外、管理監督職勤務上限年齢の例外、職務遂行上の特別な事情や職務の特殊性、欠員補充を勘案した特例任用について、内容や期間を定めるものであります。

続いて、2ページ目を御覧ください。

第6条は、今回の制度改正において設けられた管理監督職勤務上限年齢制について、対象となる職を指定しており、併せて3ページ第7条において、その年齢を60歳と定めたものであります。

具体的には、60歳到達後、管理監督職にあった職員を管理監督職以外の職に降任などを行う、いわゆる役職定年制の創設について規定しているものでございます。

第9条は、本来、役職定年すべき60歳を過ぎても、高度の知識、技能または経験を必要とし、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができないなど、特定の事由がある場合において、引き続き当該管理監督職のまま勤務させることができる特例任用を定めたものであり、次のページ、第10条では、その場合に、あらかじめ当該職員の同意を得なければならないと定めているものでございます。

第12条では、定年前再任用短時間勤務職員の任用を定めたものであり、具体的には、定年引上げにより、60歳以降定年年齢までフルタイムで勤務することが原則となりますが、本人の意向を踏まえた選考にて、60歳到達後に、退職した上で、その後、短時間勤務での職で再任用することができる制度であります。

続いて、5ページを御覧ください。

第13条は、市が加入する一部事務組合及び広域連合の60歳以上の退職者を、勤務実績などに基づく選考により、短時間勤務の職員に採用することができる規定であります。

次に、制定附則について御説明します。

第3項は、定年に関する経過措置として、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間に、定年年齢を2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げていく規定となっております。また、第4項については、診療所の医師について、同様に定めたものであります。

次のページ、5項については、60歳に達する日の属する年度の前年度に、60歳に達する日以後の任用、給与、退職手当などに関する措置の内容、その他の必要な情報を提供し、勤務の意思確認制度の導入に関する規定であります。

改正附則について御説明します。

第1条では、施行期日を定めており、公布日施行となる附則第11条を除き、本条例は、令和5年度4月1日から施行となります。

附則第2条は、勤務延長に関する経過措置、附則第3条から第9条までは、再任用職員及び暫定再任用職員に関する経過措置、附則第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置について、それぞれの運用などについて定めたものでございます。

附則第11条は、事前情報提供及び勤務意思確認制度を行う対象として基準とする年齢を60歳として定めたものでございます。

続きまして、議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、詳細説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、議案第9号と同様に、定年引上げに伴い、関係する条例の条項など

の所要の整備を行うものであり、13本の条例について一括改正などを行います。

議案をめぐっていただき、1ページを御覧ください。

第1条、那須烏山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正となります。こちらは、地方公務員法第28条が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うものであります。

第2条、那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正であります。こちらは、今後、再任用職員制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職員が創設されることに伴い、再任用職員を引用している条項の整理を行うものでございます。

3ページを御覧ください。

第3条、那須烏山市職員の降級に関する条例の一部改正であります。こちらは、管理職手当支給対象の職である管理監督職について、60歳となった4月1日以降、管理監督職以外の職に降任などを行うことから、その取扱いの規定を整備するものでございます。

5ページを御覧ください。

第4条、那須烏山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正であります。こちらは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、条例で定める職員について、定年等条例第9条の規定により、異動期間を延長された管理監督職を占める職員を新たに規定したことが主な内容であります。

6ページ目を御覧ください。

第5条、那須烏山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正であります。こちらは、懲戒処分として、1日以上6か月以下の期間、減給を受ける場合に、当該期間中に役職定年制により給料月額が変更になる場合などを想定し、計算方法について規定を整備するものであります。

第6条、那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正であります。こちらは、地方公務員法第28条が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うものでございます。また、今後、再任用職員制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職員が創設されることに伴い、再任用短時間職員を引用している条項の整理を行うものであります。

8ページを御覧ください。第7条、那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。こちらは、育児休業法の規定に基づき、育児休業をすることができない職員について、定年等条例第9条の規定により、異動期間を延長された管理監督職を占める職員を新たに規定したこと、また、育児短時間勤務をする職員の給与の取扱いなどについて、「再任用短時間職員」を引用している条項を、「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換える規定の整理が主な内容であります。

11ページを御覧ください。第8条、那須烏山職員給与条例の一部改正であります。こちらは、従来の再任用職員に定められていた給与の種類、初任給、昇格及び昇給の基準、各職員手当などについて、今回創設された定年前再任用短時間勤務職員制度に置き換える規定の整備などを行うとともに、16ページ、制定附則第11号におきまして、60歳到達後の4月1日から、給料月額を基本的に降任前の給料月額の7割水準に措置するための所要の改正を行うものであります。

18ページ目を御覧ください。第9条、那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正であります。こちらは、現行条例に条例制定月が記載されていなかったことから、追加を行うものであります。

19ページ、第10条、那須烏山市技能労務職員給与条例の一部改正、及び次ページ、12条、那須烏山市水道事業企業職員給与条例の一部改正であります。こちらは、いずれも地方公務員法第28条が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うとともに、「再任用短時間職員」を引用している条項を、「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換える規定の整理が主な内容であります。

同じページ、第11条、那須烏山職員等の旅費条例の一部改正となります。こちらは、地方公務員法第28条が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

21ページを御覧ください。第13条、那須烏山市定年退職者等再任用条例の廃止であります。こちらは、再任用職員制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職員が創設されることに伴い、条例を廃止するものであります。

最後に附則ですが、施行期日につきましては、議案第9号と同様、令和5年4月1日からとするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（渋井由放） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 今回の提案については、65歳定年延長という国の施策のために、これに反対するのではもちろんないんですけども、前回の議員全員協議会の際にこの資料を作って、これからどんなイメージですよというのがあったときに、僕のほうが、職員の数が、65歳定年になったために、毎年、60歳で今まで辞める人が65歳まで続けてもらう、これは市にとってみたら、当然ながらベテランなので、とてもありがたいことなんだけど、だけど新人も同じように、団塊の世代をつくらないためにはやっぱり採らざるを得ないので、職員は10年にわたって増えてしまうんだみたいな話があって、それは市民感覚と違うなという。本

当に仕事のスリム化とかそんなことをどんどん進めて、市民サービスを悪くしない前提で、よくしながらも職員の数は減らさなきゃいけないという哲学はないのと言うと、ないというのか、あるというのか、答えがよく分からなかったのが、今回に関してはそちらのほうを問題にしたということ、前回の議員全員協議会ときには途中で僕の質問は終わってしまったので、今回、ぜひ明らかにしてほしいのは、これから10年かけて職員の数が今の定年延長に残る人と新人を採るということで、ある程度は増えるのはしょうがないにしても、例えば10年後にこの制度が完結するんですけど、そのときには、たしかあのときの説明で、260人ぐらいになるんだという説明だったんです。今、242人か243人で、そうすると17人ぐらい増えてしまう。10年後というと、今日の下野新聞に、10月1日付のうちの市の人口が2万3,896人。大体、1年間に500人から600人減っていますから、10年後というと多分、うちの市の人口は、1万七、八千ぐらいになってしまうんですね。そうすると、税収はどれだけ減るのか。

例えばそれは10年後に260人とした場合に、さらに10年たったら、さらに5,000人ぐらい減ると、何と1万3,000人ぐらいになってしまう。それでも市の仕事はどんどん上から下りてくるので、減らすことはできないんだみたいな話をしていると、頂いた市民税のほとんどを市の職員の人件費で食い潰してしまっていて、いろんな修理ができないとか、そういうことが単純に考えられるわけなんですけども、ということをきちんと整理して、職員の定数管理、これをきちんと提案してほしいんですけども、今回に関しては、この提案に関しては反対はしませんけども、そこだけ明確にしてほしいんです。

要望としては、市の人口に対して、職員は何人でやるべきかという決まり、法則みたいなものをつくってもらって、そうすると取りあえずそれよりも多いのはこういう理由なんだけども、それは努力して減らさなきゃいけないという課題が明確になると思うんですね。ということなので、それをつくって、これから管理していくという、そういう長期見通しをぜひ考えてほしいんですけども、その辺、どうでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、この議案に関しては、65歳定年延長は、令和14年度に完結する予定で進めますので、その間の職員数の増というのは、やむを得ない部分がございますが、定員管理といった部分につきましては、5年ごとに見直しをかけてまいります。

5年後に、人口減少、また事務の合理化・スリム化、そのほかの様々な事業の縮小等も踏まえまして、新たに計画は見直してまいりますので、その中で、今の小堀議員からあった御提案も検討しながら、改めてその際、検討させていただきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ぜひお願いしたいのは、これだけ仕事 coming いるから、何人絶対必要だという積み上げ方式でやってしまったら、絶対減りません。これは民間にいた私がよく分かっています。何人でやらなきゃいけない、そのために何人減らさなきゃいけない、それでも成立させるためにどうすればできるのか。市民の協力ももらうとか、外に事業を渡すとか、いろんな方法が、そこでアイデアが出てくるので、ぜひそういう手法で、仕事そのものについてもぜひ見直しをしてほしいのと、あと多分、私のあるべき市の職員の人口と、執行部のほうが考えている職員の数で、多分、多分ですよ、50人ぐらい違うんじゃないかと思っていますので、そのぐらいのレベルでぜひ、笑っちゃ駄目ですよ、副市長、絶対駄目です、それは。あり得ないです。

そんな人口でやっているところも、調べていけばありますから、それを、いや、そういうところはすごく例外で、ほとんどがこうだというふうに考えたら、これはもう改革のネタを出さないよということをもう腹の中で思っていて、私に向かって笑いながらというふうなことを思ってしまうので、本当かどうか分からないけど、なので、そういう宿題をぜひ受けてもらって大丈夫ですか。副市長も、じゃあ、いいですか。何か私に向かって笑いかけたので。

○議長（渋井由放） 熊倉副市長。

○副市長（熊倉精介） 先ほどの御質問について、お答えしたいと思います。

定員については、先ほど総務課長が言ったような形で、5年ごとの見直しというところで、しっかりと検討はさせていただこうと思っています。

それから、人数のところですけども、国等からも標準的な規模というのがそれぞれ示されておりまして、減らす努力は私のほうもしなくちゃいけないとはもちろん思っております。ただ、標準のところからさらに、何といいますか、限りなくゼロに近くはなかなか減らすことは難しいというのも事実でございます。ただ、やはり職員の健康管理、また、財政規模とかを考えながら、しっかりと検討はしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 3回目なので、くどくどは言いませんけど、くどくなりますけど、仕事そのものが国からいろんなのが下りてくるのは、市民の安全安心、幸福のために下りてくるんです。だから、市が独自にいろんな政策をやっているものに対して、それはそれ、国から下りてくるものはこれといったら、それは絶対パンクします。そうではなくて、市独自にやっていたものが正しいのであれば、国から下りてくるものに関しては、これはいいことだから、これをここに入れ込もうとかそういうことをしなかったら、職員はパンクしますよ。それが副市長の仕事、市長の仕事だと思うんですね。それをやらなかったら、永遠に仕事はなくなる。

そうすると、さっき笑いながら言いましたけど、1万人切るときでさえも260人もいたら、これは絶対、人件費でパンクしますよ。

だから、そこをきちんと戦略を練ってほしいということなので、これだけを最後に念を押して、終わりにします。いいですか。はいという答えがあれば。

○議長（渋井由放） 熊倉副市長。

○副市長（熊倉精介） 先ほどの質問についてでございますけれども、従来やっているものに、また新たなものが来たときには、兼用して仕事ができるとか、もちろんそこところはやらせていただこうかと思っています。本当に合理的に、効率的にできるよう、工夫はしていきたいと思います。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 市の職員の定年引上げ制度の条例改正でございますが、これそのものには当然、賛成ではございますが、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限に活用し、次世代にその知識と技術、経験を継承するということなんですけれども、このとおりにんですが、やっぱり公務員は、特に市の職員は、全体の奉仕者として市民の負託に応えるということが基本ではないかなと思います。

小堀議員は人数の問題を言いましたが、私はその支出の問題のほうでございまして、いかに全体の奉仕者としてのキャリアを上げていただくかということ職場内で徹底していただきたいということなんです。特に、今までのコピー行政って議員の間では大分、広がっておりますが、そういうことでは困りますということで、今までの延長でいいんだということではなくて、意欲を持って、新しい事業や市民の負託に応える事業にどんどん着手をして、これからますます少子高齢化、財政難と、非常に問題が山積みでございまして、本当に意欲を持たないと、みんなで市を守っていけませんので、その辺のいわゆる資質の向上、そして定年期を迎えた皆さんも、今度、定年期が延長されるわけですから、さらに意欲を持って、今までの知識、経験、能力、そういうものを継承していただけるような方策をどのように考えているのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 新人、中堅職員、管理監督、また今後、役職定年をされる者、職員全体が市民の負託に応えて、全体の奉仕者としてしっかりとした意欲を持って仕事に全力で取り組めるよう、職員研修の充実、また職場内研修の充実、それから人事評価の徹底、そういったものを通しながら、平塚議員がおっしゃるようなところに応えられるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 特にそういうものを管理監督職にある方、これがやっぱり身をもって指導し、実践するというので取り組んでいただきたいと思います。その辺、市長、副市長、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 私たちが最終的に管理監督者だと思っておりますので、十分に組み込んでいきたいと思えます。

また、私どもでも目が届かない部分を、議会の皆さんからの御提案や御報告をいただきまして、改めて訂正することもあると思えますので、そのときにはよろしく御指導をお願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） ここで、暫時休憩いたします。再開を11時05分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 私のほうから幾つか質問させていただきます。

まず、議員全員協議会の際に質問をして、答えがなかったので教えていただきたいことが1点ございます。定年延長で働かれる場合に、降任前の給料月額額の7割水準と、プラス暫定的に調整額の措置があるということなんですけれども、短時間勤務と比べて、再任用制度の場合は人件費の負担が多少増えるんじゃないのかなと考えるんですが、この制度を運用することによって、従来の人件費と比較してどのような違いがあるかということが、まず1点。

もう一つ、定年前再任用短時間勤務というものがございます。それは1年ごとに契約を更新して、勤務されるということなんですけれども、それと比較して、定年延長制度で働いた場合のメリットの長短を教えてください。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、人件費の関係でございますが、令和5年度から、退職者等を含めると、おおむね令和10年度頃までは、人件費総額では1,000万円近くが上がっていくのかなと思っております。ただ、令和11年度以降になりますと、職員で退職される方が、10名以上の年が数年続いてまいります。そうすることによって、全体的な人件費は、令和11年度以降は下がってくるというふうに見通しを立てているところでございます。

それと、再任用と定年前短時間勤務制度の違い的なところがございますが、改めて確認いたしますが、再任用制度、今現在ございます。これから制度が正式に成り立つまでは、暫定再任用ということで、同じ制度が残ります。再任用制度は、1年ごとの更新であります。退職した翌日から1年ごとに更新をしていくということで、65歳までは働けるというのが今の再任用制度、それから定年延長が始まってからの暫定再任用も同じ形態になります。

その代わり、新たに始まる定年前再任用短時間勤務というのは、まず再任用、役職定年された方は、定年までフルタイムが条件となりますが、やはり働き方改革、少し休みながら仕事に取り組みたいといったところを勘案し、短時間勤務も認めるという制度でございます。これも定年退職日までは身分が保障されるという制度になりますので、身分保障の違いにおいて、かなり再任用と短時間制度、また、それをやるフルタイムにおいては有利になるかなと思います。

また、働き方、フルタイムでやらない分だけ、合間に休みを入れながら、自分の余暇も充実しつつ市役所のために貢献できるといった点では、短時間勤務という制度も選択肢の中ではやはり出てくるのかなと思っております。

人件費に関しては、再任用制度よりは、やはり7割保障、またその他の手当等についても保障される部分がございますので、そちらを取ったほうが有利になると考えてございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 違いが分かったと思います。

ただ、もう一つ教えていただきたいんですけども、定年前再任用短時間勤務と、定年引上げ制度による勤務の中で、福利厚生とかの違いというものは、どういったものがあるんでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 再任用制度にのっとらなければ、基本的には全く職員と同じ身分でございますので、共済組合等の福利厚生においても、同じような事業、給付が受けられると考えてございます。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 議案第9号の中から、前もってお渡ししておりますとおり、5点についてお伺いしたいと思います。

まず、令和5年度から令和13年度の間、各年度に60歳に到達する職員の数について、1点お伺いします。

2点目は、令和5年度以降、各年度の新規採用職員の予定している数ですね。退職しないん

だから、新規採用職員は入れないということになったら、これまた今後の人事管理上、好ましくないと思いますから、これは何人か採用することになるんじゃないかと思いますが、この人数です。

3点目です。これは定年を迎える課長の現在の給料月額と、管理職手当の支給額について、お伺いします。これが、管理職手当が今度なくなりますね。それと給料も7掛けになるものですから、この辺のところを参考にお伺いしたいと思います。

次、定年延長になった後、65歳に到達するまでの暫定再任用期間の給料手当はどうなるんでしょうか。これについて。

5点目は、現在、再任用職員として勤務している職員、これは暫定的な再任用制度を設けるとあるわけですが、その制度内容について、既に案ができていたんでしたら、この辺のところをお伺いします。議案第10号の中では、再任用に関する条例は廃止されますので、今のうちに新たな条例は制定するのではないかと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、令和5年度から令和13年度までの各年度の60歳到達職員数を数字で申し上げます。

令和5年度末4人、令和6年度末5人、令和7年度末5人、令和8年度末2人、令和9年度末7人、令和10年度末6人、令和11年度末11人、令和12年度末12人、令和13年度末7人となります。令和11年度から人件費が安くなるんじゃないかという先ほどの答えは、この辺の理由が入ってございます。

また、令和5年度以降、各年度の新規採用職員予定数、これについてでございますが、新採用職員を予定するに当たって、まず定年退職による補充もそうですが、自己都合や再任用職員といったことも考慮しながら新規採用職員を予定するため、各年度の予定数は、現時点で何人採るかといったところは不確定でありますので、その辺は御理解願いたいと思います。その年の退職者を含めて、次年度の採用数を定員管理と合わせて検討していくというような状況でございます。

定年を迎える課長の給料月額と、管理職手当の支給額でございますが、例えば7級39号給でありますと、43万3,900円。これは議員全員協議会のお示ししたモデルケースでもそうです。そこに、参事であれば管理職手当4万4,300円、課長であれば3万7,400円、主幹であれば2万7,800円がもらう数字になります。その給料月額が7掛けになった分が保障されていくというような状況になります。

定年延長になった後、その後、65歳に到達するまでの暫定再任用期間の給料手当でござい

ますが、これにつきましては、現行の再任用制度と同じでございます。現行では、25万5,200円が給料となっております。そのほかに期末勤勉手当、通勤手当などが支給されてございます。これは変わらないです。

また、議案第10号で再任用条例が廃止されたことに伴って、その経過措置につきましては、議案第9号の附則第3条において経過措置が設けられておりまして、現行の再任用制度と同様の制度になると規定されてございますので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 職員の定年が65歳になるということですがけれども、再任用制度というのは、65歳以降というのは、これはそういう制度というのはあるんでしょうか。それをまず1つ。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 定年退職が60歳のときは、再任用制度ということで、65歳までの勤務をできるように整備したものでございます。それが通常の職員のまま65歳までいられるということは、今後、65歳を過ぎた再任用制度というのはありません。その期間の間だけ暫定的に残していくということです。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） あと、新しい職員を採用するに当たって、再任用を多分、本人が申請して、再任用制度というか、再任してもらおうという形になるのかなと思うんですが、募集する人員というのはいつ頃決めて、あとその再任に自分もまだ働きたいというふうに意思表示するのはいつ頃、取りまとめるのか。それで大方、次の新しい職員の数が決まると思うんですが、そういう時期というのは、いつ頃になるんでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 例年、新規採用職員は、7月の「お知らせ版」に出して、9月に一次試験というようなセンター方式でやっております。したがって、6月ぐらいまでには、来年度に向けた人数の調整をしながら決定していくと。

そのときには、当該年度の定年退職者、また早期退職で辞められる方、また、もしかすると自己都合で辞める方もいるんじゃないかなというのも考慮しながら決定してまいりますので、おおむね7月ぐらいまでに確認するのと、再任用制度の意思確認については、それに見合うように、早めに今のところ調整しているような動きでございます。

再任用制度につきましては、毎年、毎年、意思確認を取っておりますので、それで対応して

いるところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 議案第9号の2ページ、上段のほうで、「当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない」とありますが、これは60歳を過ぎて3年間は管理監督職に就けるという意味でよろしいんですか。

それと、一番肝腎な退職金はどのようになるのか、ちょっと説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、退職金の関係ですが、一度退職をすると、定年で退職すると、その後、勤務しても退職金は出ませんが、基本的には退職のときに一度、退職手当が負担されますので、その後、再任用とかそういった形で残ったとしても、退職手当はまず出ないということだけ申し上げたいと思います。

それから、給与条例の2ページの、60歳を迎えたときに、基本的には退職になりますので、一応退職する程度は取るんですが、こういった特例を利用して、翌年度の3月まではその役職のままいられるというのが、まずこの規定の1つの運用です。

そのほかに、やっぱり勤務の特殊性によって、さらに延ばすこともできるんですが、本市の運用ではそれは考えておりません。ですので、60歳になった翌年の3月31日には通常、定年退職でお辞めになるので、それまでは今の役職のまま残すと。それがこの異動による異動期間、60歳到達後のその後の異動期間といった運用は、こういった規定で担保していくというようなところになります。

なので、さらに、さらにその3年後、またできるかというようなところについては、今のところ本市ではそういったものの予定は考えてございません。

○議長（渋井由放） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 一番肝腎なのは、退職金をいつ職員がもらって、だって60歳過ぎたら積立金の、何と申しますか、報酬から天引きというのはできなくなるでしょう。その辺がちょっと分からないんです。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 今回の運用に当たって、当然60歳前に辞める方については、負担金の部分で減があれば当然、少なくなりますが、基本的に60歳を超えて働いても、60歳で辞めたときと差が出ないような調整は、退職手当組合のほうの条例の中で担保されておしま

すので、60歳後に辞める、辞めないに応じて退職手当の差ができるような状況は、今のところつくっていない制度になっております。退職手当の額については、60歳のときの退職手当で精算されるので、その額で有利、不利はまずありません。ただ、もらう時期については、当然、今度延長されるので、退職したときにそれがもらえるということになります。

○議長（渋井由放） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） その時期なんですよ。ですからそれは定年を越えて働いていますよね。そうすると、退職金をもらえるのは、最終的に辞めたときの……。そうすると今、地方公務員の上限は、我々の頃は63.525だったんですが、今55ぐらいになっていますよね。それだけ後で。ちょっと確認します。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第9号及び第10号の2議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第9号 那須烏山市職員の定年等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第11号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第6 議案第11号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年8月の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の俸給や特別給（ボーナス）が引き上げられたことに鑑み、本市特別職である市長、副市長及び教育長の期末手当等について、特別職の国家公務員に準じた引上げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、期末手当の支給月額を、今年度分から0.05月引き上げ、年額3.25月から3.30月にするものでございます。

この0.05月分の引上げにつきましては、令和4年分については、既に6月分が支給済みのため、12月において0.05か月分を加算し、1.675月分を支給するということとする改正をするものであります。これが第1条の改正になります。

続いて、令和5年度以降は、6月分と12月分をそれぞれ1.65月分にするものでございます。これが第2条の改正になります。

なお、本改正に伴い、議員の皆様の期末手当等も、連動して同様の引上げになることを申し添えいたします。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 0.05月増えまして、今まで3.25月だったのが、3.30月になるということでございます。市長、副市長、教育長並びに議員、総体でプラスは幾らになる

のか、それだけお聞きします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 三役につきましては、13万9,200円ほど増額になります。議員の皆様におかれましては、25万5,875円増額になります。

以上であります。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第11号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第12号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第7 議案第12号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員と同様に、本市職員の初任給及び若年層の給与月額を引き上げるほか、勤勉手当等の支給月額の引上げに伴う関係条例の所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 私から、詳細説明をさせていただきます。

議案書1ページを御覧ください。第1条、那須烏山市職員給与条例の一部改正でございます。これは、今年度の人事院勧告により、期末勤勉手当の支給月額が0.10月分引き上げられ、年間4.30月から4.40月に変更になり、その引上げは、勤勉手当で措置することとなったことに伴い、改正するものでございます。具体的には、今年度の勤勉手当の支給月額を0.10月分引き上げ、12月期の支給分に上乘せし、対処するものでございます。

続いて、2ページから6ページにかけては、行政職給料表の改正でございます。これは、民間給与との較差0.23%を埋めるため、職員の初任給及び若年層の給料月額を引き上げるものでございます。

7ページを御覧ください。第2条は、先ほど第1条の説明で、勤勉手当の支給月額を0.10月分引き上げ、今年度はこれを12月期の支給分に上乘せし、対処する説明をしましたが、令和5年度においては、6月期と12月期にそれぞれ0.05月分ずつ振り分けて支給しようとするものでございます。

第3条、那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。まず先に、高度な専門的知識・経験を有する者として任用される特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給月を上げるものでございます。具体的には、給料月額の1号給の額を1,000円引き上げ、期末手当の支給月額を年間3.25月から3.30月に変更になったことに伴い、12月期の支給分に0.05月分上乘せし、対処するものでございます。

8ページを御覧ください。一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額を引き上げるものでございます。具体的には、第1条、那須烏山市職員給与条例の一部改正により、職員の給料月額が引き上がることに伴い、職員給与条例を参酌している一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額を引き上げるものでございます。

続いて、第4条は、先ほど第3条の説明で、期末手当の支給月分を0.05月分引き上げ、今年度はこれを12月期の支給分に上乘せし、対処すると説明しましたが、令和5年度におい

ては、6月期と12月期にそれぞれ0.025月分ずつ振り分けて支給しようとするものでございます。

続きまして、第5条、那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正でございます。これは、行政職給料表における給料月額の上上げとの均衡を図るため、医療職給料表における給料月額についても同様に引き上げるものでございます。

続いて、14ページを御覧ください。最後に附則となりますが、施行期日等ということで、本条例は、原則として公布の日から施行し、速やかに引上げ分の支給処理を行うものでございます。ただし、令和5年4月1日以降の勤勉手当及び期末手当の支給月分について定める第2条、第4条については、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次の第2項では、第1条、那須烏山市職員給与条例の一部改正、第3条、那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正及び第5条、那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正のうち、給料月額の改正については、令和4年4月1日に遡り、適用するものでございます。

次に、第2条では、既に本年4月から支給された給料については、先ほど御説明した令和4年4月1日に遡り、適用される給料の内払いとして処理し、その差額のみを支給するとした取扱いを規定したものでございます。

続いて、第3条は、今回の改正に伴う詳細な運用事項は、規則で定めることとしたものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 職員給与条例の一部改正ということでございまして、人事院勧告に伴う一般職のベースアップと期末手当の増額ということだと思っておりますが、総体では幾らの金額が増えるというふうなことでしょうか。

それと、新規採用職員の給与、それと平均給与、それを出しているかどうか分かりませんが、全体職員の平均給与は何歳で幾らというんですかね、そこら辺まで出ますかね。説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 議案第1号で、令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）についての39ページにおきまして、今回の補正に伴う職員の状況のページがございす。そのページに、まず39ページの中で、高校の初任給が出ております。表示されている数

字につきましては、本年度15万4,600円、前年度15万600円でございますが、この15万4,600円は、今回の改正後の数字でございます。それが高卒は15万4,600円、短大卒は16万4,100円、大卒は17万5,300円でございます。

また、平均給料につきましては、申し訳ございませんが、一般行政職、技能労務職、教育職というような区分になっておりますが、こういったものが今回の補正に合わせた平均給料月額だということで御理解願いたいと思います。

それと、今回の給料の引上げ、期末勤勉手当の引上げに伴う全会計では、給料では320万ほど、勤勉手当は750万ほど、総額で1,070万円ほどの増となっております。

以上であります。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 私は質問事項2点ほど出したんですが、改正後の初任給、これは予算書に載っている現というのは、結局、今回改正した額が載っているわけなんですね。じゃあ、これは理解いたしました。

もう一点、質問を申し上げます。副市長の議会での出番があまりないものですから、1点、質問申し上げたいと思います。

国家公務員の給与改定は、人事院勧告によりますね。同様に、県職員というのは独自の県の人事委員会があって、その勧告によりますが、改定内容というのは、ほとんどこの人事院勧告どおりのようであります。それで市は、先ほど市長が提案理由で申し上げたとおり、人事院勧告どおりでありまして、これは毎回、改定しております。

そうしますと、国家公務員、県職員、市職員の給料というのは、いずれも同じ待遇になることから、職員の資質も同じでなければならないと、そう思っています。この資質の問題は、先ほど同僚議員、平塚議員からも発言があったところであります。

そこで、副市長は元県職員勤務中、人事等に深く関わっていた経験からして、市職員をいかに評価されておられるか、お伺いいたします。

○議長（渋井由放） 熊倉副市長。

○副市長（熊倉精介） 本市職員の資質についてお答えしたいと思います。

私の県職員時代、本市の職員の資質についての印象でございます。勤勉、実直、丁寧との印象を持っておりました。そして副市長就任後、日々の業務を通じまして、これらの印象は確信へと変わりました。そして他市町に誇れる、自慢の財産であると考えております。

しかしながら、本市が抱えております課題は年々、複雑・多様化していることから、本市職員は、現状に満足することなく、日々切磋琢磨し、高みを目指す必要があると考えております。

一般論ではございますけど、市町村職員につきましては、その仕事柄、地域住民に熱意を持って奉仕することを得意としております。その一方で、国や県の職員のように、物事を広い視野から俯瞰し考える機会に恵まれていませんので、その能力を容易に習得できないと言われていくところがございます。

つきましては、本市職員がこのような物の見方、そして考え方を習得できるよう、引き続き県への職員派遣を実施するとともに、私自身が率先垂範して、本市職員を指導・助言してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 大変ありがとうございました。よろしくお願いします。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 給与のことなので、参考までに教えてください。こちら、行政職の給料表等を資料で頂いたんですけども、現在、本市職員の中で一番、職務の級と号給が高い給与というのは何級で何号の方の支給が今あるのか、それで、その方は何人なのかということをお教えください。

それと、ざっくりでいいんですけども、本市の給与の等級、号給、あるんですけども、どこら辺が一番多いんでしょうか。中央値を教えてください。

お願いします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 先ほどの議案第1号の補正予算書の39ページを見ていただくのが一番分かりやすいのかなと思うんですが、7級の一番高い職については、現在、手元に数値がございませんが、7級職には13名の職員がおります。

39ページの級別職員数の一般行政職が中心的な職員になっておりますが、その中で、ずっと下りていくと、3級35人、4級32名、この辺が一番、本市では多い級になっていると理解していただければと思います。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 号給はどこまで行っているのか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 号級につきましては、先ほどの給料表の改正にもありましたとおり、どこの級に今、職員がいるかということじゃなく、上から下までの級が何かでよろしいですか。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） そうです。7級だと例えば一番多い方で何号給までもらっているのか。多いというのは、金額的な意味で。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 議案第12号、給与条例の一部改正で、給料表の改正がございます。これは1級から7級からの級でございまして、1号給から、一番下に数値があるのが最高号給で、この範囲内で職員がちりばめられておりますので、それで先ほどの等級の人数の塊ができていますと御理解していただければと思います。

ちなみに、7級ですと、7の61が最高の号給になるということでもあります。

以上です。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 市民感覚で率直にお伺いしたいんですが、那須烏山市の職員の給与、若手の方というのは低いのかなと感じておるんですけども、他の市町に比べて、那須烏山市の給与ベースというのは、高いのか、安いのか、平均なのかどうなのかというところをお伺いしたいなと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 先ほどの初任給の話でいきますと、那須烏山市は、今の段階では安い状況にはまずなっております。

ただ、大卒、高卒から入ってくる人よりも、最近は中途で入ってくる社会人経験者が多くなってきたことから、その辺の安い若年層への調整が始まっております。今のところ段階的に引き上げているところがございますので、今の段階では、そこまで安い給料になっているという感覚は、私どもは思っておりません。

以上です。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） やはり職員のモチベーションということにおいては、やはり手当というのは重要なと思います。ですから安いのであれば、できる限り早く、もうちょっと手当を若い方に与えて、モチベーションを上げてもらって、那須烏山市に貢献してもらおうというふうに願っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を

打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第12号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の本会議におきまして、執行部の答弁漏れがございました。総務課長より答弁がございます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 申し訳ございませんでした。退職手当に係る支給率の件についてだけお答えします。

勤続年数35年以上になりますと、最高の月数で47.709月が、退職手当の支給率となるものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（渋井由放） よろしいですか。それでは、進めます。

日程第8 議案第1号から日程第14 議案第7号までの令和4年度那須烏山市一般会計補

正予算（第5号）について、令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について、令和4年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、令和4年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）についての7議案については、いずれも令和4年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第 8 議案第 1 号 令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について
 - ◎日程第 9 議案第 2 号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - ◎日程第 10 議案第 3 号 令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第 11 議案第 4 号 令和4年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第 12 議案第 5 号 令和4年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第 13 議案第 6 号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
 - ◎日程第 14 議案第 7 号 令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（渋井由放） よって、議案第1号から議案第7号までの7議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第7号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ2億4,147万円増額し、補正後の予算総額を124億5,871万9,000円とするものであります。

今回は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分に伴う各種の支援事業や、電気料金等の高騰に伴い不足が見込まれる各施設の燃料費や電気料金、防災集団移転促進事業計画の策定等に必要な予算を編成したものであります。また、自家用有償バス運行業務委託につきまして、翌年度以降の事業実施に必要な債務負担行為を追加するものであります。

では、主な内容を御説明いたします。

まずは歳出であります。全体的事項といたしまして、庁舎や学校等、各施設の需用費は、電気料金等の高騰に伴う所要額の計上であります。

総務費につきましては、南那須庁舎管理費は、非常用蓄電池の故障や漏水に伴う修繕費等の計上であります。

学生応援事業費は、企業版ふるさと納税を活用し、市内出身の大学生へ特産品等を送付する支援事業費の計上であります。

民生費につきまして、保健福祉センター整備事業費は、臨時交付金を活用した給水ポンプの更新に伴う工事費の計上であります。

児童福祉事業費は、臨時交付金を活用した私立保育園光熱水費等の支援に伴う補助金の計上であります。

ようこそ！なすから赤ちゃん応援事業費は、国の政策として、出産・子育て応援交付金が創設されることに伴う、給付に必要な補助金の計上であります。

私立保育園施設運営委託事業費は、施設型給付等の改定による増額及び加算認定分の増額に伴う負担金の計上であります。

こども医療助成費は、令和5年度から、こども医療助成費の対象年齢を高校3年生まで引き上げることに伴うシステム改修委託料等の計上であります。

衛生費につきまして、水道事業会計繰出金は、臨時交付金を活用した水道基本料金の減免について期間を延長することに伴い、減収となる水道事業会計への繰出金の計上であります。

農林水産業費につきまして、農林振興費は、臨時交付金を活用した農業者支援交付金の実績確定に伴う減額、及び新たに農産物販売農家への支援としまして、農業者経営継続支援交付金の計上であります。

農地振興費は、臨時交付金を活用した土地改良区への光熱水費等の支援に伴う補助金の計上であります。

商工費につきまして、新型コロナウイルス対策商工業支援事業費は、臨時交付金を活用した燃料高騰支援対策として、トラック運送事業者に対する交付金の計上であります。

観光振興費は、臨時交付金を活用した電気料高騰支援対策として、指定管理者に対する補助金の計上であります。

土木費につきまして、道路維持管理費は、今後の除雪対策の所要額の計上であります。

防災集団移転促進事業費は、防災集団移転促進事業計画の移転促進区域の設定等、追加業務に伴う委託料の計上であります。

教育費につきまして、江川小学校運営費等、各学校運営費は、電気料金等の高騰に伴う所要額の計上であります。

南那須図書館運営費は、臨時交付金を活用した電子図書館サービスの拡充、及び電気料高騰支援対策として、指定管理者に対する補助金の計上であります。

学校給食センター運営費は、臨時交付金を活用した学校給食用抗菌仕様食器の購入、及び高騰する学校給食食材の購入に係る交付金の計上であります。

災害復旧費につきまして、農地・農業用施設災害復旧事業費は、7月27日、9月24日の豪雨に伴う被災箇所の災害復旧事業費補助金の計上であります。

次に、歳入であります。

市税は、差し押さえた不動産の公売に係る売却代金であります。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の該当事業に対する交付金、防災集団移転促進事業計画策定事業に対する補助金等であります。

なお、不足財源については、前年度繰越金及び普通交付税をもって措置いたしました。

なお、寄附金は、企業版ふるさと応援寄附金として頂きました寄附金の増額計上であります。寄附金につきましては、それぞれの趣旨に沿った事業に予算措置をしており、御芳志に対し深く敬意を表し、御報告申し上げる次第であります。

次に、議案第2号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものであります。

まず、事業勘定から御説明いたします。歳入歳出予算をそれぞれ9,050万円増額し、補正後の予算総額を33億7,054万7,000円とするものであります。

歳出の内容は、医療費の増加に伴い、医療給付費の不足が見込まれるための増額、また、国民健康保険被保険者の死亡増加に伴う葬祭費の増額を計上するものであります。

なお、財源については、県支出金及び前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、診療施設勘定でございます。歳入歳出予算をそれぞれ49万9,000円増額し、補

正後の予算総額を5,197万2,000円とするものであります。

歳出の内容は、給与確定に伴う会計年度任用職員の人件費、電気料金の高騰による光熱水費の増額、また、コピー機の故障による複合型コピー機の新規購入に伴う備品購入費の増額を計上するものであります。

なお、財源については、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第3号 令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、熊田診療所特別会計の歳入歳出をそれぞれ19万5,000円増額し、補正後の予算総額を4,916万5,000円とするものであります。

歳出の内容は、給与改定に伴う会計年度任用職員の人件費、及び電気料金の高騰による光熱水費の増額を計上するものであります。

なお、財源については、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第4号 令和4年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ609万6,000円増額し、補正後の予算総額を29億1,449万1,000円とするものであります。

歳出の内容は、保険給付費及び地域支援事業費の増額でございます。

なお、財源につきましては、国県支出金及び一般会計繰入金等をもって措置いたしました。

次に、議案第5号 令和4年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、農業集落排水事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ116万6,000円増額し、補正後の予算総額を6,166万4,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、電気料金の高騰に伴う興野水処理センター及びマンホールポンプ場の光熱水費の増額であります。

なお、財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

次に、議案第6号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ318万5,000円増額し、補正後の予算総額を3億4,048万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、給与改定に伴う人件費及び電気料金の高騰による烏山中央処理区及び南那須処理区の下水道施設の光熱水費の増額、南那須処理区のマンホールポンプ場の新設に伴う警報用の通信運搬費の増額であります。

なお、財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

次に、議案第7号 令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、水道事業会計予算の収益的収入を3,077万7,000円増額し、補正後の予算総額を6億7,660万8,000円とするものであります。

主な内容は、令和元年東日本台風で被災した施設の保険金及び基本料金減免期間の延長に伴う給水収益の減額と、それに対する他会計繰入金の増額であります。

また、収益的支出を1,601万5,000円増額し、補正後の予算総額を5億5,911万7,000円とするものであります。

主な内容は、水道施設の動力用電気料及び給水管の漏水修繕費であります。

また、資本的支出を3,185万9,000円増額し、補正後の予算総額を5億2,965万4,000円とするものであります。

主な内容は、雷害により故障した城東浄水場テレメーター及び上川井配水場配水流量計の取替え工事であります。

以上、議案第1号から議案第7号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） まず、議案第1号の令和4年度一般会計補正予算についてでございますが、25ページですが、上から5行目、子育て世帯生活支援特別給付金事業費ということで、765万円計上されておりますが、支給世帯、支給内容について説明をお願いいたします。

次に、中ほどに母子福祉費の中に、こども医療助成費というのが載っております、先ほどの説明では、令和5年度より、高校3年生まで医療費を無料化するシステム改修委託料ということで、129万5,000円というふうに載っております。

私はこれが補正されるとは知りませんで、今回の一般質問で、こども医療費助成制度、18歳まで医療費助成制度を実施していただきたいということで、一般質問を出しておきましたんですが、そういうことで、これは、一般質問で詳細に質問いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、29ページでございます。新型コロナウイルス対策商工業支援事業費ということで、これはトラック運行の支援対策というふうにお聞きしたんですが、事業内容、支給対象など、

分かったら教えてください。

その下に、商工振興資金貸付事業費ということで220万円が載っておりますが、もともとの振興資金の、要するに総額に220万円を足して、貸付けのいわゆる元金を増やすということなのか、それとは別な貸付事業費なのか、その辺、説明をお願いします。

その下の、商工振興費182万円、この内容についてお知らせください。

そのページが一番下にある防災集団移転促進事業費ということで、前に3,300万円余の、URですか、業者に委託をする予算を計上したと思うんですが、今回これに加えて5,500万円、防災集団移転促進事業費ということで、さらに委託料を増やす内容になっておりますが、合わせて8,800万円余の委託料でございますが、これについても内容について説明をいただきたいと思っております。

それと、議案第4号、介護保険の15ページ、委託料として地域自立生活支援等事業費ということで54万6,000円、委託事業費として補正をし、合計、補正前のと合わせまして961万1,000円となっておりますが、この内容について説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 一般会計補正予算の25ページ、上から5番目の子育て世帯生活支援特別給付金事業費、765万円の増額補正ですが、こちらにつきましては、昨年度、令和3年度に、ひとり親世帯ではない世帯のほうに非課税世帯の子供1人に対して5万円を給付したところですが、それに対する国庫負担金の償還金、こちらが765万円となっております。金額のほうはかなり大きい額の償還金となっておりますが、こちらにつきましては、そもそもの補助金の金額が国指定の、こちらで申請したものでなくて、国のほうから那須烏山市はこの額ですよというものを指定されて、補助金が交付され、精算した結果、765万円が余ったということで、今回、令和4年度で償還金として国のほうへ返還するものでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 新型コロナウイルス対策商工業支援事業費でございます。

こちらは、トラック運送事業者の支援金としまして、新型コロナウイルス感染症の拡大及び経済情勢の変動によります燃料費の高騰の影響を受けました市内の事業者が有するトラック運送事業者、こちら、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業を営む事業者に対しまして、事業継続を支援することを目的に、支援金を交付するものとしております。

対象となる車両としましては、令和4年4月1日現在、保有し、申請時点において事業用と

して使用している車両で、緑ナンバーまたは黒ナンバーで、今後も継続して使用する予定のあるものにつきまして、支給を予定しております。

一般貨物自動車運送事業用と特定貨物自動車運送事業用の車両につきましては、1台当たり2万円、貨物軽自動車運送事業用の車両につきましては、1台当たり8,000円を予定しております。

申請期間につきましては、令和4年12月中旬から令和5年1月末を予定しているところでございます。

次に、商工振興資金貸付事業費につきましては、こちらは通常の振興資金でございますが、年度の前半において資金需要が高まりまして、主に運転資金で、高額で長期の振興資金のほうの融資実行が増加しているところです。このままのペースでいきますと、融資実行額が伸びていくと、信用保証協会に対する負担金及び信用保証料の補助金に不足が見込まれることから、所要の額を増額するものでございます。

次に、観光振興費、こちらにつきましては、指定管理施設における電気料金の高騰を踏まえまして、高騰分を補助するための補正としております。

令和3年度の実績と令和4年度実績見込みを比較しまして、不足が生じた電気料金額につきまして、補助するためのものでございます。こちらは臨時交付金の有利な財源を活用しまして、補助金とさせていただいたところです。

以上になります。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 29ページ、防災集団移転促進事業費の5,500万円でございます。

こちらにつきましては、当初、国から1,500万円の補助を受け、事業を展開しているところでございますが、今回、国から追加配分がございましたことから、5,500万円の追加をしたものでございまして、当初の3,300万円につきましては、災害区域、それから移転促進区域の検討、それから移転の対象となる家屋の概算事業費等を算出するための調査、それから地元説明会の開催の補助等、事業計画策定に必要な業務を委託しておりまして、今回の5,500万円につきましては、まだ移転先地につきましては決定はしておりませんが、現在、地元の方から移転したいよという要望等もいただいております。

そういうことから今後、説明会、少人数の相談会等を開催しまして、移転候補地を決定した後には、そちらの測量、それから調査、設計等をやっていきたいと考えておりまして、そちらの経費としまして、5,500万円を計上したものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 私のほうからは、介護保険特別会計について御説明申し上げます。

地域支援事業費の中の任意事業費の中の1つとして、この地域自立生活支援事業費というのがございます。こちらは、調理が困難な方への見守りや安否確認を兼ねた配食サービスでございます。当初予算の計上時には、年間で4,080食を予定しておりまして、163万2,000円を計上していたところですが、利用者が増加しておりまして、不足が生じるために、こちらを計上させていただいております。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） そういうことなのですが、29ページの集団移転につきましても一般質問で出してありますので、これについては一般質問でしたいと思います。こども医療費も質問しておりますので、そこで質問したいと思います。

質問は以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 何点か質問をさせていただきます。

まず、一般会計からです。9ページに債務負担行為がありますよね。これは路線バス2路線の分の費用になるわけなんですけど、現在の委託料は、1年間で約1,178万3,000円だと思います。それで今回は2年間で4,494万4,000円。これを1年にすると、2,247万2,000円になるんですけど、この算出根拠。この間、議員全員協議会である程度の説明をいただいたんですが、もう一度この辺のところを御説明をいただきたいと思います。

次、17ページ、歳入なんですけど、固定資産税です。これは今日、議会開会前に税務課長から説明があったんですが、公売による市の取り分として、この1,400万5,000円入ったということなんですか。

それで、併せてお伺いしますが、市は差押えをしても、大体は、私の経験でいうと参加差押えになっているものですから、公売の額全額が税金として入ってこないんですよね。第1抵当、第2抵当を取って、第3抵当的な差押えだとしますと、あとの残り分ということになるんですが、この辺のところはどんな状況だったのかお伺いします。

それと、合わせて19ページに、滞納処分費として雑入208万9,000円入っていますが、これは公売したうち、どのようなお金がここに歳入として入ったのか、お伺いします。

次に、17ページ、幾つかあるんですけど、自動販売機の設置料1万5,000円とあります

ね。今回、電気料、高騰していますが、その引上げに見合った設置料になっているのでしょうか。これについてお伺いします。

次に、同じページに、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金6,519万7,000円あります。これは議員全員協議会で頂きました資料から見ますと、令和2年度から今回で合わせますと3億9,309万1,000円になるのではないかと思います。それで、支出の効果のほど、これを検証されているのかどうかお伺いしたいと思うんです。これは交付金といえども、原資は国民が納めた税金ですよね。税金というのは湯水のように湧き出るものではありませんから、真に必要な事業に限って予算計上すべきと思っていますが、そんなものがないのかなという、この前に頂いた資料から見ますと感ずるところがあったものですから、お伺いするものです。

次の防災集団移転促進事業について、当初1,500万円、今回2,500万円、合わせて4,000万円になりましたが、これは補助金ですが、補助率というのは何%なのか、それだけお伺いします。

それに29ページ、これは同僚議員が既に今、質問したんですが、新型コロナウイルス対策商工業支援事業費392万円を計上しましたが、これは全てトラック協会の関係ですか。例のプレミアム商品券を前に発売しましたが、その関係の予算というのは含まれていないのでしょうか、お伺いします。

次に土木費ですね。道路維持管理費、今回はその除草対策として、業者に対する委託料を計上しました。しかし、市道至るところでまだまだ除草が不完全です。センターラインが消えていますね。真ん中も消えています。両方、路肩の白線ももう消えています。特に私ら高齢になりますと、夜間の運転というのは、白線を目安に走行しますので、全く今の状況では、私らは支障を来しているわけなんです。これは課長も分かっていると思うんですが、なぜこの予算確保、できないのでしょうか。この辺のところをお伺いしたいと思います。

それと、集団移転の件、これは先ほどの同僚議員の質問で分かりました。

それと、33ページの南那須図書館の関係で、今回1,486万3,000円ありますね。これは電子図書の購入・整備関係かと思うんですが、もう少し内容を説明してくれませんか。

それと33ページ、この辺に職員の給与表が載っていますが、その中の一般職給料、この中で給料が1,300万円減額になっていますね。今回の条例改正で説明を聞きますと、職員の給与は上がります。にもかかわらず、何で今回、この給料を1,300万円減額するのか、お伺いしたいと思います。

それともう一点、これが最後です。議案第7号の水道事業会計の補正予算の中です。ここに、5ページの中に、雑収益3,077万7,000円ありますね。これは東日本台風被害施設に対

する保険料というふうに私は聞いたんですよ。これはね。それでこの算出の根拠、幾ら被害があつて、それに対して何割の保険金になったのか。それと保険金、もうこれは支払いが3年もたちますよね。何でこれほど遅れたのか。手続が遅かったのか、それとも保険の会社のほうでもたもたしていたのか、この辺のことについてお伺いします。

以上です。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） それでは、最初に質問をいただきました9ページ、債務負担行為、自家用有償バスの件についてです。

御指摘のとおり、現在の委託料については、1年間で約1,178万3,000円でございます。今回、新たに積算させていただきました金額、4,494万4,000円、単年度でいいますと、2,247万2,000円でございます。かなりの額が増えているように見受けられると思います。

現在の委託、1,178万3,000円については、設計の段階では1,747万4,000円でございます。それが請負になった段階で、67.6%の請負率だったものですから、この1,178万3,000円というふうな契約に至ったものでございます。

今回については、単年度2,247万2,000円というふうな設計にさせていただきました。こちらの伸びでございますが、いろいろな経費が伸びておりますが、その中でやはり一番伸びが大きかったのは人件費、それと燃料費でございます。そのほかの点検、修繕料ですとか、各種の経費が伸びましたが、何といたっても人件費と燃料費が伸びた。その結果がこういった積算になったものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 高濱税務課長。

○税務課長（高濱裕子） 私のほうからは、一般会計補正、17ページの固定資産税滞納繰越分と、19ページの滞納処分費についてお答えします。

滞納繰越分の1,400万5,000円、こちらは公売によるものです。

滞納処分費の208万9,000円、こちらは、公売を実施するに当たりまして、平成29年度に鑑定評価を実施いたしました。その経費を滞納処分費として計上いたしました。

この2つを合わせまして、公売による那須烏山市の配当は1,609万5,444円となります。こちらの売却代金の内訳となりますが、東京国税局が1,475万9,514円、那須烏山市は、先ほど言いました1,609万5,444円、千葉県柏税務事務所、こちらが4,714万5,042円となります。千葉県の柏税務事務所、こちらのほうの配分が大きいのは、建物がありますので、一番配分が大きくなります。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） それでは、私のほうから、まず17ページ、社会教育施設自動販売機設置料、それと33ページの南那須図書館運営費について御説明させていただきます。

まず、17ページの自動販売機の設置料でございますが、これは電気料高騰による計上ではございませんで、これは南那須図書館に設置されている自動販売機になりますが、昨年度までは、飲料メーカーと指定管理者側で支払われていた使用料が、今年度から指定管理者が設置者になったことによりまして、市に直接支払われることになったため、計上したものでございます。

続きまして、南那須図書館の運営費1,486万3,000円でございます。内容は大きく3つに分かれてございまして、まず1つ目が、南那須図書館の児童書コーナー側の多目的トイレの洗浄センサーが故障してしまったための修繕費として、13万9,000円計上してございます。

2つ目が、図書館の電気料の高騰対策補助金といたしまして、233万9,000円でございます。これは、臨時交付金を活用するということから、補助金で対応いたしまして、高騰率と実績を考慮しまして、算出してございます。

3つ目が、電子図書コンテンツの追加購入費ということで、1,238万5,000円でございます。9月から始まった電子図書館サービスにつきまして、さらなる利用促進と啓発を図るために、児童書や生活に役立つ趣味などの書籍など、幅広い年代の方向けの電子図書の充実を図る予定としておりまして、約3,400タイトルを今回、臨時交付金を使わせていただいて追加する予定となっております。

以上です。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 17ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、お答えいたします。

今回の補正については、6,519万7,000円ということで、議員全員協議会でお示したとおりの一覧表になっております。中山議員のほうから、3億9,391万円というふうな数字が言われましたけども、トータルしますと、令和2年度が、議員全員協議会の資料にも載っておりますけども、4億9,805万円、令和3年度が2億559万6,000円、今回の令和4年度分が3億9,391万円ということで、トータル10億9,755万6,000円という交付金を頂いております。

質問でございますが、支出効果のほどを検証されているかということの御質問でございますが、

この臨時交付金の担当課であります国の内閣府、地方創生推進室から、実績については、公共団体において実施した事業については、その状況・効果について公表するようお願いの文書を頂いております。現在、令和2年度と令和3年度の事業実績を固めておりますので、それについての検証を準備しております。準備でき次第、市民の皆様に公表したいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 私からは、17ページの都市計画費補助金の2,500万円でございます。

こちらにつきましては、事業費5,000万円に対しまして、国から2分の1の補助率で交付をいただいております。

続きまして、29ページ、道路維持管理費の件につきましては、議員おっしゃるとおり、私もラインが消えているということは存じております。今回、計上しなかったことにつきましては、9月の補正におきまして、道路維持管理費の委託料を7,000万円、同じく道路保全費の工事請負費を2,000万円、合わせまして9,000万円の議決をいただいております、そのうちの7,000万円の委託料につきましては、市内を4地区に分けて、維持管理を実施中でありまして、そのほかにも路面の補修、のり面の補修、支障木の伐採等を実施中でございます。

保全費の2,000万円につきましては、道路排水整備工事を2本、それから区画線の設置工事、これから発注になりますが、それを2本実施するという事で準備をしておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

よろしくします。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 29ページの新型コロナウイルス対策商工業支援事業の今回の補正額392万円につきましては、トラック運送事業者支援金、全てになっております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 38ページ、給与費明細の中の一般職給料1,300万円減の理由でございますが、今回の給与改定で若干、若年層の給与は伸びたんですが、4月から年間を通した人事異動に伴う精査を行った結果、1,300万円の減を見込んで計上いたしました。

以上であります。

○議長（渋井由放） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 私のほうからは、水道事業会計補正予算における5ページの

雑収益の算出根拠について、まず回答いたします。

雑収入は、令和元年東日本台風被害施設災害共済金です。建物の損害は、原状回復に要した費用の50%が支払われる金額となります。工作物、動産では、原状回復に要した復旧費に、構築取得年月日から事故年月までの経過年数に応じた経年減価率を乗じた額を復旧費から控除した金額の50%が支払われる金額となります。

内訳は、城東浄水場及び水道庁舎の災害共済金は、1,269万6,546円です。境浄水場の災害共済金は、942万599円です。境東浄水場の災害共済金は、866万1,512円です。支払われる災害共済金の合計の実額は、3,077万8,657円となります。ちなみに、復旧費、これを50%を掛けるということなので、これを倍額にしてもらえば復旧費ということになります。

それと、保険料支払いが遅れた理由ということで、これについては、災害復旧の積算工事額の確定や、特に保険共済金の確定に時間を要したためです。被害報告については、令和元年12月中に行っております。それと、この保険料金額の確定をするのが、工事完了後の手続が終わってからでないとできないものですから、工事については令和2年度中に終わらして、その後、現地調査とか保険料の見直し等がありまして、今年度に至ってしまったということでございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 一通り御答弁をいただきました。

まず、第1号議案の債務負担行為、路線バス2路線の部分、これは私、この間の議員全員協議会の際も申し上げましたが、何かもうちょっと安くなる方法というのは、課長、考えられないのでしょうか。この間も例を申し上げました。新聞に報道されましたが、バスを小さくすると。そして運行回数を増やす、そのような工夫をして利用者は増えているというような、具体的な実績もそれはありますので、これは今までどおりということではなくて、何らか変えるべきじゃないかと思います。まちづくり課長、検討してください。よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、新型コロナ感染症対策の交付金ですが、そうですか、これは10億を超えているんです。この用途については、この前の議員全員協議会でもいただきました。私、今話を聞いたりして、この資料を見たりして考えることは、どうもコロナ対策であれば、それに少しでも関われば用途は自由だと。日本のことわざに、風吹けば桶屋がもうかるという5段論法か何かがありますよね。何で風が吹くと桶屋がもうかるのかというのは、どんどん5段論法で、風が吹くとかこういう理由で桶屋がもうかるんだよというふうな理屈になって、これと同じように、全

くコロナには関係がないのではないかというところまで、だんだん巡り巡って、どうも今回、事業費に使っているような感じがするんです。とにかくこれは政府から来たお金ですから、さらに慎重に活用していただきたいと、そう思っているところです。

あとは、これは都市建設課長に除草、センターラインのことはもう何回も言っていますので、今日はそれ以上のことは申し上げません。

以上、理解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

13番沼田邦彦議員。

○13番（沼田邦彦） 何点かお伺いいたします。

29ページ、商工費関係で、先ほど来、出ておりますけれども、トラック関係に関する燃料高騰による支援ということなんですけれども、一般、特定、貨物系と分類されていますけれども、管内でそれぞれ何台ぐらい見込んでいるのか伺います。

それと、この予算づけは、栃木県内を見ますと、どちらかというと遅い予算づけだったと思うんですけれども、県内の自治体を見ますと、ある程度この一般、特定、貨物の支援金は、平均的な数字なのか、それとも高いのか、低いのか、その辺についても伺います。

次、防災集団移転促進事業費ですけれども、先輩議員が一般質問で通告しておりますので、詳細は控えますけれども、先ほども説明の中で、区域の設定と追加事業による予算づけだという説明がありましたけれども、追加事業とはどういった事業を指すのか。

この2点について伺います。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） まず最初のトラック運送事業者支援金につきまして、一般貨物自動車、特定貨物自動車につきましては180台、貨物軽自動車については40台を想定しております。

次に、県内の予算づけにつきましては、県内25市町のうち、おおむね約20番目ぐらいです。現在でも実施していないところが何市かありまして、那須烏山市は後半のほうになると思います。

金額的には、今回、制度設計するに当たりましては、県事業を参考にさせていただきまして、県の額と同額となっておりますので、おおむね平均ぐらいにはなってくると思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 今回の防災集団移転促進事業費5,500万につきましては、来年度に予定していた部分を今回、補正で追加をいただいたというところもございまして、移

転先につきましては、まだ決定ではございません。これから災害危険区域、移転促進区域等を地元と調整しながら決めていくと。そうした中で、移転先地につきましても決めていかなければならないというところで、そちらが候補地が決まりました折には、測量、それから設計、それから調査というものをやっていくということで今回、補正でいただいたというところがございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第1号から議案第7号までの7議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第1号 令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第2号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第3号 令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第4号 令和4年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第5号 令和4年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第6号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第7号 令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を14時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第15 議案第13号から日程第17 議案第15号までの那須烏山市山あげ会館の指定管理者の指定について、那須烏山市龍門ふるさと民芸館の指定管理者の指定について、那須烏山市大金駅前観光交流施設の指定管理者の指定についての3議案については、いずれも指定管理者の指定に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

◎日程第15 議案第13号 那須烏山市山あげ会館の指定管理者の指定について

◎日程第16 議案第14号 那須烏山市龍門ふるさと民芸館の指定管理者の指定について

◎日程第17 議案第15号 那須烏山市大金駅前観光交流施設の指定管理者の指定について

○議長（渋井由放） よって、議案第13号から議案第15号までの3議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第13号から議案第15号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

ただいま一括上程となりました議案第13号から議案第15号につきましては、来年3月をもちまして指定管理期間が満了となる那須烏山市山あげ会館、那須烏山市龍門ふるさと民芸館及び那須烏山市大金駅前観光交流施設の3施設について、来年度以降の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選考につきましては、指定管理者選定委員会が審査を行い、選定いたしました那須烏山市山あげ会館及び那須烏山市龍門ふるさと民芸館の候補者としては、一般社団法人那須烏山市観光協会を、那須烏山市大金駅前観光交流施設の候補者としては、株式会社アド・ワークスを選定したものであり、指定期間は、3施設とも令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

なお、指定管理の候補者として選定いたしました業者とは、仮協定を締結しておりますことを申し添えます。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 指定管理者を選定したということですが、ここに観光協会とアド・ワークスというふうになっておりますけども、そのほかに業者の名前は挙がったのでしょうか。お伺いします。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 山あげ会館と龍門ふるさと民芸館につきましては、観光協会1事業者のみの申請でございました。

大金駅前観光交流施設につきましては、事前説明会には2業者ほど参ったんですけれども、実際に申請があったのは株式会社アド・ワークス1者ということです。

以上になります。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 3点ほど質問申し上げます。

まず、審査の結果の評点についてお伺いしたいと思います。議員全員協議会の際、頂いた資料によりますと、この指定管理は平均点70点以上を候補者に選定するということでしたね。それぞれ今回、山あげ会館、龍門ふるさと民芸館、大金駅前観光交流施設、これはそれぞれ何点だったのかについてお伺いします。

2点目ですが、前回3施設、5年間を合わせますと、この指定管理料が1億4,795万5,000円でしたね。今回は1億6,200万円になりまして、増額1,400万円ほどになるんですが、この増額の理由についてお伺いします。

3点目です。この指定管理3施設が、民間運営により弾力的かつ柔軟な運営が図られているのかどうかということです。さらに行政の負担軽減、すなわちコスト削減につながっているのか。例えば山あげ会館、直営でやれば幾らかかるよ、それに対して指定管理は幾らだよ、差引き、金額的にこれだけ有利になりますよというような、何かそういうような具体的な理由を挙げて説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） まず、審査の結果、評価点数につきましてでございますが、こちらはプロポーザル審査委員会、7名で審査を行ったところです。

山あげ会館につきましては、平均点で78.42点、龍門ふるさと民芸館については79.42点、大金駅前観光交流施設につきましては77.00点。こちらは指定管理者の候補

者選定審査要領第7条第1項第5号によりまして、応募者が1者の場合につきましては、審査した委員の平均点が70点以上の場合は、指定管理者の候補者として選定するということから、今回選定しておるところになります。

次に、前回の3施設の指定管理者管理料と今回の管理料で1,400万5,000円の増額という理由につきましては、まず、山あげ会館につきましては、人件費のほうの積算を、会計年度任用職員として積算しております。それと燃料費の上昇分と各委託料の物価上昇分、消費税分を合わせて、年間109万円の増加。こちらは5年間で545万円の増加となります。

龍門ふるさと民芸館につきましては、人件費については、山あげ会館と同じに、会計年度任用職員として積算しまして、山あげ会館と同等の積算で、年間139万5,000円の増加、5年間で697万5,000円の増加となります。

大金駅前観光交流施設につきましては、こちらも人件費は会計年度任用職員として積算しまして、電気料の上昇分と消費税分、合わせまして年間31万6,000円の増加、5年間で158万円となりまして、3施設の5年間の合計が1,400万5,000円の増加となっております。

最後の質問なんですけれども、民間運営により、弾力的かつ柔軟な運営が図られているかというところと、さらに行政の負担軽減につながっているか、具体的な例で説明願うというところにつきましては、まず、山あげ会館につきましては、山あげ祭の期間中の開館時間の延長ですとか、民間事業者のノウハウを活用したことによりまして、メグロキャノンボールをはじめ、メグロの聖地化を目指すことにより、入館者の増加策などに取り組んでいるところです。

龍門ふるさと民芸館につきましては、烏山高校生とのコラボによる龍門カフェでの商品開発、市内菓子事業者との協働によるご地層ショコラ等の商品開発、また、JAなす南との連携により、野菜等の販売なんかも取り組んでいるところでございます。

大金駅前観光交流施設につきましては、条例上、火曜日が休館となっておりますけれども、こちらを休館せずに開館するなど、それぞれの施設ごとに柔軟な運営を行っているものと考えております。

また、行政の負担軽減につきましては、全ての施設に当てはまるんですけれども、市が直営で運営した場合、担当職員の人件費の増加がかなり見込まれるとともに、民間的発想でのノウハウ不足によることから、収益確保の困難、または予算執行の臨機応変な対応等、困難になることが想定されますことから、指定管理においての負担軽減にはつながっていることかと考えております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番(中山五男) この3つの施設のうち、龍門ふるさと民芸館は大改修してから相当、来客数が増えています。ただ問題は、山あげ会館ですね。さっぱり来館者が少ないですね。前にも私、申し上げたかもしれませんが、山あげ会館の入館料、これをいっそのこと無料にしたらどうなんですか。そうすれば、もうちょっと来館者が多くなるのではないかというような気がするんですよ。この辺のところ私は検討すべきじゃないかと思っています。

このことについて、来館者を増やすための方策というのは、商工観光課長、どう考えていますか。

○議長(渋井由放) 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長(小原沢一幸) 山あげ会館の入館料につきましては、指定管理者の収入になってくることから、無料にするということにつきましては、今後、観光協会、指定管理者のほうとよく調整させていただければと考えております。

山あげ会館、特に今回、観光協会のほうから御提案があった件につきましては、山あげ会館の入館者の増加に向けては、メグロの聖地化であったり、それに関連する商品の開発、あとはお土産品なんかの充実を新たに図っていく、あと2階の展示室の企画展等も充実させていって、入館料増加につなげたいという提案を受けておりますので、それらについて、市と連携しまして、入館料増加につなげていければと考えておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。

以上です。

○議長(渋井由放) 13番沼田邦彦議員。

○13番(沼田邦彦) 先ほど商工観光課長から内容について説明がありましたけれども、改めてそれぞれの3施設、JR烏山線の沿線にある拠点施設なんですよ。プロポーザルの提案の中で、JR烏山線の利用向上につながるような具体的な提案があったのか。もしなかったとすれば、まだ仮契約ということですから、本契約に向けて、ぜひそういったことも行政側から指導していただけるとありがたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長(渋井由放) 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長(小原沢一幸) プロポーザル審査委員会の中で、一応、審査委員さんのほうと質疑応答の時間を設けさせていただきました。山あげ会館については、特にJR駅との連携というお話はなかったんですけども、龍門ふるさと民芸館と大金駅前観光施設につきましては、市側からの要望として、JRと連携した入館者増の対策をとということでお願いしておりますので、今後そんな動きも出てくるかと考えております。

以上です。

○議長(渋井由放) 13番沼田邦彦議員。

○13番（沼田邦彦） 当然、指定管理ですから、入館者増につながる施策という部分と、やはり拠点施設なので、JR烏山線の利用向上につながるような積極的な指定管理者からの提案、また行政からの指示というか、そういったことをしっかりと組み合わせて、結果的にはJR烏山線の利用向上にもそれぞれつながっているんだよというような指導をぜひしていただきたいと思います。お願いします。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっとお願いですけども、この3つの施設、仕事を全て任せるわけですけども、当然、普通の民間でこの事業をやった場合には、毎年、年間の売上げも含めた計画を、作戦を立てるわけですけど、そういうものを求めているのかどうか。要するに、例えば5%売上げ、何%増という計画で常に業務計画を当然出してほしいと。逆に、市の執行部のほうにも要望があったらがんがん言ってほしいとか、そういう計画を出させるような、そういうふうなマネジメントにしているのかどうかをまずお尋ねして、ないとすれば、今言ったものをやってほしいんだけど、その2つについて聞かせてください。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 今回、申請するに当たって、5年間の計画値については、各施設とも出しているところなんです。

それらに関する検証としては、毎年1回、モニタリング調査というのを実施しておりまして、前年度の事業についてどうだったという内容について把握しているところでございます。

すみません、もう一つの質問は。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） そういう計画を出せていないとすれば、出すようにしてほしい。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 一応、出しているんです。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 普通、事業をやる場合に、5年計画というもちろん長期のものはあるんだけど、毎年つくるのが当たり前なので、毎年、要するに5年計画のために、1年目だったら何%にするとかそういうのも含めて、計画がないと絶対、絶対ということないんだけど、いろんな工夫が、真剣になかなか取り組むことができないんですよ。だから、まず5年計画の目標があって、じゃあ、初年度としてはどこまでの目標を設定するんだというのを、ぜひつけてほしいんですよ。

そうすると逆に、僕なんかは、今まで皆さんのあれを聞いていて、逆に勉強になるんじゃないかなと。これはちょっと嫌みに聞こえると申し訳ないんだけど、そんな一緒に勉強する機会

にもなるんじゃないかなと思うので、そういうふうに持っていつてもらいたんだけど、どうですか。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） モニタリング調査のときにでも、次年度の計画についてまた提出していただくようお願いする方向で調整します。

○9番（小堀道和） よろしく申し上げます。とにかく前例を、ただ去年もこうだったからというその延長線では進歩がないので、そういうところをぜひ取り組んでください。オーケーです。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 資料をお持ちだと思うので、せっかくの機会なので教えていただきたいんですけども、先ほど評定の平均値を教えていただいたんですけども、その中で、審査の内容の概要を各3者、教えていただきたいんです。どういったところが目立って、どういったところが駄目だったりよかったりするのかということと、あと、先ほども商工観光課長がおっしゃっていたんですけども、市のほうから要望として、市というか審査員のほうから要望として出ていたようなところは何かあったのかということと、それと、また逆に業者のほうから、こういったことが要望としてあるみたいな、そういったところも各3つの施設について教えてください。

お願いします。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） それでは、まず山あげ会館につきましては、事業者からの提案については、山あげ行事を保存するとともに、行事に関する資料の展示、歴史・文化の伝承と観光振興を図ることを目的としまして、山あげ祭の概要説明と、祭の認知を推進するという大きな下に、まず集客増対策としましては、先ほども申し上げましたが、山あげ期間中の営業時間の延長、2階展示室の企画展の充実、山あげコモンズでの作品展示や、メグロバイク展なんかの企画をしたいと。あと各種イベント、朝市であるとかそういったもののタイアップによりまして、地域団体との協力により、交流を図っていききたいと。収益増対策としましては、観光物産品の開発充実・強化を図りたい。また、情報発信につきましては、インスタグラムほか、SNS等を活用して、山あげ会館情報発信に努めてまいりたいという提案がありました。

その中で、質疑については、次期5年間のイチオシは何かとか、新規集客に対して、メグロが入っているんですけども、それを年中、集客できるものにブラッシュアップしてはどうかとか、天性寺の信長の位牌のような地域資源をまた活用したらどうかみたいな提案もありまして、その辺については、観光協会のほうで伝えておりますので、要望を含め、検討される。もう一

つ、観光ルートの設定としまして、メグロ関連の那珂川のメグロカフェとの連携は現在、取れているそうなんですけども、今後、安住神社とかと調整をしていきたいというようなところも聞いております。

次に、龍門ふるさと民芸館につきましては、こちらは文化財、民芸品等の展示、農産物の販売を行い、施設の振興活性化を図ることを目的に、民話の語りですとか、農産物販売の実施による観光振興を図っていくという大きな目標の下に、集客増対策としましては、語りの会による民話の語りの実施、あと竜神洞を活用した映像の上映、会議室を利用した企画展の実施、ゴールデンウィークや夏休みと紅葉シーズンに、民芸館入り口付近のスペースを活用しました、にぎわいの創出等を行っていききたいと。収益増対策につきましては、龍門カフェの運営による集客と収益増、地元事業者との商品販売やコラボ企画によりまして収益増を目指したいと。あと、情報発信については、先ほどと同じように、SNSを活用して情報発信に努めていきたい。

こちらについての質疑の主な内容として、次期5年間に力を入れるものについてはということにつきましては、カフェについてレベルアップを図っていききたいと。これによって集客増につなげたいと。月1の新商品なんかの開発・販売を実施していければという話を聞いております。また、テラスでのアンブレラとか、風鈴、提灯等を活用したイベントも開催していききたいということでした。あと、山あげ会館との回遊性の工夫ということで、こちらは両施設をうまく連携して集客増につなげていければということで、こちらについては、市のほうから要望している状況です。ベーグルカフェの売上げはというような問いに対しましては、令和3年度に1,200万円、令和4年度は、現在までに約800万円ほど売上げがあったというところでした。一応こちらの中では、烏山線を意識した利用客の増加策の検討を願うと、市のほうから要望を伝えております。

次に、大金駅前観光交流施設、こちらにつきましては、大金駅の利用者の利便性の向上と観光情報発信、地域交流の場の提供により、活力ある地域づくりを推進していくことを目的に、情報発信としましては、情報発信コーナーの改装ということで、新たに情報発信コーナーを改装するそうです。あと、そこにデジタルサイネージを置いて、情報発信をしていきたい。さらに、JR烏山線100周年の歴史展示なんかもしてみたいというような意向がございました。

集客・増益対策につきましては、芝生エリアでの定期的なマルシェの開催、あと大金駅を起点とした観光バスツアーなんかも開催してみたいというような御提案がありました。

質疑の中では、大金駅の名前は縁起がよいので、宝くじの販売をすればというようなこちらからの質問に対しまして、調整はしたんですけど、現在の施設では販売は難しいというような回答は得たところです。

小学生や高校生の防犯対策としての役割はどうかというお話をしたところ、随時、声かけ等は実施しているそうです。

店内がちょっと狭くてすれ違えない、展示品の工夫などというところにつきまして、今回その情報コーナーの改装がありますので、それで対応していきたいというような要望がありました。こちらについても、JR烏山線の100周年の展示について、市と連携して協力してくださいという要望を伝えております。

以上が概要となりますので、よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第13号から議案第15号までの3議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第13号 那須烏山市山あげ会館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第16 議案第14号 那須烏山市龍門ふるさと民芸館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第15号 那須烏山市大金駅前観光交流施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（渋井由放） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日12月1日木曜日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

〔午後 2時37分散会〕